

# よこすか

## 第37号

# 消費生活レポート

## 今回の話題

## 若者向け相談窓口のご案内

令和4年4月1日から成年年齢が引き下げられ、「18歳から大人」となります。18歳になれば自分の責任で様々な契約を結ぶことができるようになる一方で、18歳、19歳は未成年者取消権による保護の対象から外れることになり、消費者トラブルに遭いやすくなります。契約や悪質商法のトラブルなどで困ったときは、相談できる窓口がいろいろと整備されていますので、遠慮なくご利用ください。



### ○消費者ホットライン(188)

平日は市区町村または都道府県の消費生活相談窓口につながります。土日祝日で都道府県や市区町村の消費生活センター等が開所していない場合には、10時～16時の間は、国民生活センターの休日相談窓口につながります（年末年始を除く）。契約や悪質商法におけるトラブルなどのご相談で、どこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに、消費者ホットライン188番をご利用ください。

• <https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

### ○かながわ中央消費生活センター（神奈川県が運営する消費生活相談窓口）

横須賀市消費生活センターが開いていない日や特別な理由で横須賀市での相談を希望しない方など、お気軽に相談してください。メール相談フォームがあります。

• <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/cnt/f100356/>

### ○法テラス(日本司法支援センター)

法テラスは、国が設立した公的な法人です。法律関係のトラブルを抱えて困っている方、どうやって解決したらいいかわからなくて悩んでいる方はお気軽にお問合せください。経済的に余裕のない方は、無料法律相談や弁護士・司法書士費用等の立替えの制度をご利用いただけます。

• <https://www.houterasu.or.jp/>

## ○国民生活センター越境消費者センター(CCJ)

海外事業者との買物で生じた消費者トラブル（インターネット・店頭取引を含む）に関する相談窓口です。

CCJ-チャットボットはご相談受付画面の右下にある「チャットで相談する」からご利用いただけます。よくあるトラブルの対応方法や相談事例をご案内しています。

・ <https://www.ccj.kokusen.go.jp/>



### コラム：化学物質過敏症について

私たちの周りには、化学物質過敏症でお困りの人がいます。

化学物質過敏症は、生活の中で接するわずかな化学物質により嗅覚過敏や目・鼻・喉の刺激症状、かゆみ、疲労感、頭痛、めまい、吐き気等の様々な症状が現れます。

あなたにとって便利な「日用品」や気持ちの良い「香り」などが、近くにいる方には苦痛となっていることがあります。

#### ●原因となるもの

- ・ 洗剤、柔軟剤、芳香剤、消臭剤、化粧品
- ・ 殺虫剤や虫よけスプレー、農薬
- ・ 接着剤や塗料、住宅建材
- ・ 排気ガス、暖房等の燃焼ガスなど



#### ●あなたにもできること

- ・ 人が集まる場所では、洗剤、柔軟剤、香水などの香りが過度にならないように、使用を控えるなどの配慮をしましょう。
- ・ 殺虫剤、虫よけスプレーなどは、周囲の人に飛び散らないように注意しましょう。
- ・ 住宅地等での農薬（農薬に該当する除草剤を含む）は、なるべく使用しないようにしましょう。やむをえず使用する時は、事前に周囲の方に、使用の目的・日時・農薬の種類・連絡先を、十分に時間的に余裕をもってお知らせするとともに、周囲に飛散ないようにしましょう。

みなさまのご理解とご配慮をお願いします。

（参考） 神奈川県

・ 化学物質過敏症を知っていますか？ [https://www.pref.kanagawa.jp/documents/67153/2108kaitei\\_hp\\_kagaku-kabinsyo.pdf](https://www.pref.kanagawa.jp/documents/67153/2108kaitei_hp_kagaku-kabinsyo.pdf)  
消費者庁

・ 相談窓口 [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/consumer\\_education/lower\\_the\\_age\\_of\\_adulthood/inquiry/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/inquiry/)

イラスト提供：神奈川県 2013、いらすとや

#### ■消費生活相談窓口（横須賀市消費生活センター）



- 電話 821-1314（相談専用電話）
- 相談受付時間 月曜日～金曜日 9:00～16:00  
（祝日、年末年始の休館日は除く）

※ 対象は横須賀市民のみです